

第 13 次外国投資ネガティブリストの概要及び主要な変更点について（参考和訳付き）

POINT

- 2026 年 5 月 2 日に第 13 次ネガティブリストが施行、2022 年 7 月施行の第 12 次ネガティブリスト以来、約 4 年ぶりの改正
- 第 12 次ネガティブリスト以降に施行された法令や実務運用の進展を踏まえた明確化が中心
- 払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業について 40%までの外資参入が認められることが明確化
- 土地保有等の憲法上の外資規制については改正の見通しなし

2026 年 4 月 13 日、マルコス大統領は、行政命令第 113 号（Executive Order No. 113, s. 2026、以下「EO No. 113」）に署名し、第 13 次外国投資ネガティブリスト（13th Regular Foreign Investment Negative List、以下「第 13 次ネガティブリスト」または「本ネガティブリスト」）が発出された。本ネガティブリストは、2026 年 4 月 17 日に新聞掲載により公布され、同年 5 月 2 日に施行されている。本稿では、ネガティブリスト制度の概要を整理した上で、第 12 次ネガティブリストからの主要な変更点と、日系企業の実務に与える影響について解説する。

要旨

第 13 次ネガティブリストにおける改正点は、第 12 次ネガティブリスト以降に施行された法令や実務運用の進展をネガティブリストに反映することが中心となっている。具体的には、払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業への 40%までの外資参入が認められること、電気通信の運営・管理について外資 100%での参入が可能であることが明確化された。さらに、再生可能エネルギー分野（太陽光・風力・水力・海洋・潮汐エネルギー）でも 100%外資による参入が可能であることが明記された。一方で、土地保有・マスメディア等の憲法由来の外資規制は維持されている。

1. ネガティブリスト制度の概要

外国投資ネガティブリスト（Foreign Investment Negative List、以下「ネガティブリスト」）は、1991 年外国投資法（RA No. 7042、以下「外国投資法」）に基づき大統領令として公布される文書であり、フィリピン国内において外国投資が制限・禁止される業種を列挙するものである。

ネガティブリストに掲載されていない業種については、原則として 100%外資での参入が認められている。ネガティブリストは、(i) List A（憲法・特別法による外資規制業種）および(ii) List B（国家安全保障・国防・公衆衛

生・モラル・零細中小企業保護等の政策的観点からの外資規制業種) の 2 部で構成される。List A の規制は根拠となる憲法または法律の改正によってのみ修正可能であり、ネガティブリストの改正のみでは変更することはできない。一方、List B の規制は、外国投資法による授權に基づき、行政命令により改正が可能である。

2. 主要な変更点

(1) 小売業 - 払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業 (外資 40%)

第 13 次ネガティブリストは、払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業について 40%までの外資参入が認められる旨を明文化した。これは、ネガティブリストを、改正小売自由化法 (RA No. 11595、2022 年 1 月 21 日施行) と整合的に修正したものである。

すなわち、改正小売自由化法および同法の施行規則 (2022 年 3 月施行) は、外資規制の対象となる「外国小売業者 (Foreign Retailer)」を「外国国民、または議決権付発行済株式の 40%超を外国国民が保有する組合・会社であって、小売業に従事する者」と定義した上で (同法施行規則 Rule1, Section 1 (d))、当該外国小売業者について、(i) 払込資本金が 2,500 万ペソ以上であること、(ii) 複数の実店舗を運営する場合は各実店舗に 1,000 万ペソ以上を投資すること、および (iii) 当該外国小売業者の本国において相互主義 (reciprocity) が存在すること (= 当該外国小売業者の本国においてフィリピン人による小売業への参入が禁止されていないこと) を要件として課している。これらの要件を満たす限り、外資 100%での小売業への参入が可能となっている。

上記定義の構造を前提とすれば、外資保有比率が 40%以下の小売業者は「外国小売業者」に該当せず、上記の最低資本要件等の規制対象外となる。しかしながら、第 12 次ネガティブリストは、払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業を一律に「フィリピン国民専属 (外資 0%)」として整理しており、改正小売自由化法との齟齬を来していた。結果として、実務上、外資比率を 40%以下に設定することで払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業を営むことができるか否かについては不明確であった。第 13 次ネガティブリストは、この点について、払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業については 40%までの外資参加が認められる旨を明文化し、改正小売自由化法と整合的なものとなっている。

これにより、払込資本金 2,500 万ペソ未満の中小規模の小売業について、フィリピン資本が 60%以上を占めることで支配権を維持することを前提に、外資パートナーがマイノリティ出資により参入する形態が認められることが明確となった。日系企業としては、外国小売事業者として払込資本金 2,500 万ペソ以上の小売業に参入することに加え、フィリピン現地パートナーとの JV 設立や、既存のフィリピン資本小売業会社へのマイノリティ出資などが選択肢となる。もっとも、外資規制の潜脱を防止するアンチダミー法 (CA No.108) により、マイノリティ出資の日系企業が JV の経営を実質的に支配することは認められず、株主間契約 (JVA/SHA) における拒否権・特別決議事項・全会一致条項等の規定内容にも一定の制約が及び得る点には留意が必要である。また、外国人取締役の選任数についても、外資規制比率に比例した人数に制限される。

（２）電気通信（外資 100%）

改正公共サービス法（RA No. 11659、2022 年 4 月 12 日施行）により、外資 40%規制が適用される「公益事業（public utility）」（フィリピン憲法第 12 条第 11 項）が、その上位概念である「公共サービス（public service）」のうち、(a) 配電、(b) 送電、(c) 石油・石油製品パイプライン伝送システム、(d) 上下水道パイプラインシステムおよび排水処理システム、(e) 海港、(f) 公益事業車両（PUV）の 6 分野に限定されることが明らかになった。その結果、公共サービスであっても、上記 6 分野の公益事業に該当しないものは、外資 40%規制の対象外となり、原則外資 100%参入が可能となっていた（なお、同法第 25 条により、公共サービスのうち公益事業に該当しないものであっても、「重要インフラ（critical infrastructure）」に分類されるサービスについては、本国がフィリピン国民に対し相互主義を認めない場合には、外資比率が 50%以下に制限される。）。

第 12 次ネガティブリスト（2022 年 6 月 27 日公布）は、これらの改正をすでに反映していたものの、「民間無線通信ネットワーク」については、引き続き外資 40%枠に掲載されていた。また、2023 年 4 月施行の改正公共サービス法の施行規則は、電気通信のみを「重要インフラ（critical infrastructure）」に指定するとともに、相互主義の判定基準を具体化した。

第 13 次ネガティブリストは、これらを踏まえ、「民間無線通信ネットワーク（外資 40%）」の項目を削除し、新たに「電気通信の運営・管理」を外資 100%枠（相互主義不充足の場合は外資 50%まで）として掲載している。

（３）再生可能エネルギー（外資 100%）

再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・海洋・潮汐エネルギー）については、第 12 次ネガティブリストの公布時点において、司法省意見（DOJ Opinion No. 21, s. 2022）等により外資 100%参入が可能となっていたところ、第 13 次ネガティブリストはこれを明文化して反映している。これにより、再生可能エネルギー分野における外資参入の法的安定性が一層高まったといえる。なお、自然水源からの取水を伴う水力発電については、大統領令第 1067 号（フィリピン水法）（Water Code of the Philippines）上の規制により外資 40%以下の規制が引き続き適用される点に留意が必要である。

（４）政府調達

政府調達に関して、2024 年制定の新政府調達法（RA No.12009）の内容が反映され、従前の物品調達、インフラプロジェクト調達に加え、コンサルティング業務調達が追加されて 3 類型に整理された（いずれも外資 40%以下）。なお、インフラプロジェクト調達については、フィリピン企業が十分な技術を有しない構造物の建設に限り、外資最大 75%以下までの参入が認容されている。

（５）その他

第 13 次ネガティブリストにおけるその他の変更点として、まず、2024 年制定の自立防衛体制活性化法（RA

No.12024) を反映し、軍需品の開発・生産、製造、組立、整備、運用が List B に新規に追加された（外資 40% 以下）。

また、専門職については、第 12 次ネガティブリストの List A に記載があった「専門職の実践（Practice of professions）」が削除され、建築における専門職の企業による実施以外はネガティブリストから削除された。もっとも、これは規制自体の撤廃ではなく、憲法第 12 条第 14 項および各専門職法上の規制は引き続き存続する。

そのほか、①民間警備業に関する根拠法令の更新（Private Security Services Industry Act、2022 年 7 月 30 日成立）、②爆竹・花火製品について従来「製造」のみが規制対象であったところ、小売も規制対象として明示されたこと、③商業漁業について、従来「深海商業漁船」の運航が対象であったところ、商業漁船の運行一般が対象となったこと（フィリピン漁業法）などが反映されている。

3. 維持される主要規制と憲法改正の動向

第 13 次ネガティブリストは、List A（憲法・特別法による外資規制業種）の外資規制を基本的に維持している。具体的には、マスメディア（レコーディング・インターネット事業を除き外資禁止）、民間警備業（外資禁止）、人材募集・防衛関連工事業（外資 25%まで）、広告業（外資 30%まで）、公益事業の運営・天然資源の探査、開発、利用・教育機関・私有地所有（フィリピンで出生後フィリピン国籍を喪失したフィリピン国民を除く。）・一部の政府調達（外資 40%まで）等である。また、List B における零細・小規模国内市場向け企業の保護（払込資本金 20 万米ドル相当（先端技術活用、スタートアップ認定、フィリピン人 15 名以上雇用等の要件のいずれかを満たす場合には 10 万米ドル相当）未満の国内市場向け企業については原則として 40%以下）も引き続き適用される。

List A の外資規制を変更するためには、憲法または法律の改正が必要となる。マルコス政権下では、経済条項に関する憲法改正の議論が継続しており、2024 年 3 月には下院において公益事業・教育・広告分野の外資規制について法律で別段の定めを可能とする憲法改正決議（RBH No. 7）が可決されたものの、上院での可決には至らなかった。

一方、土地保有規制の緩和については、マルコス大統領自身が 2024 年 1 月の段階で「外資による土地完全所有を認めれば不動産価格が高騰し、フィリピン国民が固定資産税を支払えなくなる」として反対の立場を明確に表明しており、2026 年 7 月時点においても、その実現の見通しは立っていない。

フィリピンへの新規進出、事業拡大の検討にあたっては、本ネガティブリストの内容に加え、業種ごとに適用される法令等に基づく規制（ネガティブリストに記載がないが監督官庁の見解により外資規制が適用される例が存在する）を踏まえた投資スキームの設計が引き続き重要である。

【第 13 次外国投資ネガティブリスト仮訳】

*下線箇所は第 12 次ネガティブリストからの修正箇所を示す

LIST A : 憲法・特別法による外資規制業種¹

外資出資不可

1. マスメディア。ただしレコーディング業（憲法第 16 条第 11 項（1）、1994 年 5 月 5 日付大統領覚書）およびインターネット事業（法務省〔DOJ〕意見第 40 号〔1998 年〕）を除く²。
2. 建築における専門職の企業による実施^{3,4}。
3. 協同組合（共和国法第 6938 号〔フィリピン協同組合法〕第 3 章第 26 条、共和国法第 9520 号〔2008 年フィリピン協同組合法〕第 2 章第 10 条により改正）。ただし、元生来のフィリピン国民（生来のフィリピン国民で国籍を喪失した者）による投資はこの限りではない⁵。
4. 民間警備業（共和国法第 11917 号〔民間警備サービス産業法〕第 4 条）。
5. 小規模鉱業（共和国法第 7076 号〔1991 年人民小規模採鉱法〕第 3 条）。
6. 群島水域内、領海内、排他的経済水域内における海洋資源の利用、ならびに河川、湖沼、湾、潟における天然資源の小規模利用（憲法第 12 条第 2 項）。
7. 闘鶏場の所有、運営および管理（大統領令第 449 号〔1974 年闘鶏法〕第 5 条（a））。
8. 核兵器の製造、修理、備蓄および／または流通（憲法第 2 条第 8 項）。
9. 生物・化学・放射線兵器および対人地雷の製造、修理、備蓄および／または流通⁶。
10. 爆竹およびその他の花火製品の製造および小売（共和国法第 7183 号第 5 条）。

外資 25%まで

11. 民間人材募集業（国内での雇用か国外での雇用であるかを問わない）（大統領令第 442 号〔フィリピン労働法、改正・条文番号変更後〕第 27 条）。
12. 防衛関連構造物の建設契約（コモンウェルス法第 541 号第 1 条および第 2 条（b））。

外資 30%まで

13. 広告業（憲法第 16 条第 11 項（2））。

外資 40%まで

14. 払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業（共和国法第 11595 号第 2 条）⁷。
15. 天然資源の探査、開発および利用（自然の水源からの直接的な取水を含む⁸）。ただし、
（a）大規模な鉱物・石油・他の鉱油の探査・開発・利用に係る、技術的または財政的支援を伴う大統領との間で締結される合意（憲法第 12 条第 2 項）、および
（b）太陽光、風力、水力、海洋・潮汐エネルギー等の再生可能エネルギー（DOJ 意見第 21 号〔2022 年〕、エネルギー省通達第 DC2022-11-0034 号）事業であって、完全な外資参加が認められるものを除く⁹。
16. 私有地の所有（憲法第 12 条第 7 項、コモンウェルス法第 141 号第 22 条、共和国法第 9182 号〔2002 年特別目的事業法〕第 4 条）。ただし、生来のフィリピン国民でフィリピン国籍を喪失した者であって、フィリピン法上

契約能力を有する者を除く（憲法第 12 条第 8 項、共和国法第 8179 号第 5 条）。

17. 公益事業の運営（憲法第 12 条第 11 項、コモンウェルス法第 146 号第 13 条〔公共サービス法、共和国法第 11659 号第 4 条により改正））^{10,11}。
18. 教育機関。ただし、宗教団体・伝道団により設立された機関、外交官・その家族その他の外国人一時居住者向けの機関（憲法第 14 条第 4 項（2）、共和国法第 11448 号〔越境高等教育法〕第 9 条）、および正規教育課程（Batas Pambansa Blg. 232 第 20 条）に含まれない短期間の高度な技能育成を目的とするものを除く¹²。
19. 米・トウモロコシの栽培、生産、精米、加工、取引（小売を除く）、ならびに当該産品・副産物の物々交換・購入等による取得（大統領令第 194 号第 5 条）。ただし、所定の投資撤退期間内におけるフィリピン国民への持分譲渡を条件として完全な外資参加が認められる（国家食品庁（NFA）Council Resolution 第 193 号〔1998 年〕）¹³。
20. 政府による物品調達^{14,15,16}。
21. インフラ事業の政府調達¹⁷。ただし、建設される構造物が、フィリピン企業が十分には有していない技術または技法を要する場合には、外資は最大 75%まで参加可能¹⁸。
22. コンサルティング・サービスの政府調達^{19,20}。
23. 商業漁船の運営（共和国法第 8550 号〔1998 年フィリピン漁業法、共和国法第 10654 号により改正）第 27 条）。
24. コンドミニウム・ユニットの所有（共和国法第 4726 号〔コンドミニウム法〕第 5 条）。

外資 100%まで

25. 電気通信の運営および管理。当該外国国籍者の出身国がフィリピン国民に同等の参加を認める相互主義を付与する場合、外資 100%まで参加可能。当該相互主義が存在しない場合、外資は最大 50%まで（共和国法第 11659 号第 25 条および同法施行規則第 IX 規則第 45 条）。

LIST B：国家安全保障・国防・公衆衛生・モラル・零細中小企業保護等の政策的観点からの外資規制業種

外資 40%まで

1. PNP（フィリピン国家警察）の承認を要する物品・原料の製造、修理、備蓄および／または流通：
 - a. 銃器（拳銃、散弾銃等）、銃用部品および弾薬、銃器製造に使用されもしくは使用されることを意図した器具・装置
 - b. 火薬
 - c. ダイナマイト
 - d. 爆破用品
 - e. 爆薬製造原料：
 - i. 塩素酸カリウムおよび塩素酸ナトリウム
 - ii. アンモニウム、カリウム、ナトリウム、バリウム、銅(II)、鉛(II)、カルシウム、亜酸化銅の硝酸塩
 - iii. 硝酸
 - iv. ニトロセルロース
 - v. アンモニウム、カリウム、ナトリウムの過塩素酸塩

- vi. ジニトロセルロース
- vii. グリセロール
- viii. 非晶質燐
- ix. 過酸化水素
- x. 硝酸ストロンチウム粉末
- xi. トルエン

f. 望遠照準器、狙撃用スコープその他類似の装置

ただし、これらの物品の製造および修理については、PNP 長官によりフィリピン国籍を有しない者に対しても個別に許可される場合がある²¹（共和国法第 11647 号施行規則）。

2. フィリピン国内企業による軍需品²²の開発、生産、製造、組立、整備または運用（共和国法第 12024 号）。
3. 危険薬物の製造および流通（法令で許可されたもの）（共和国法第 9165 号〔2022 年包括的危険薬物法〕（注：原文ママ、Act of 2002 の誤記と思われる。）第 5 条および第 8 条、共和国法第 7042 号〔1991 年外国投資法、共和国法第 8179 号および第 11647 号により改正〕）。
4. サウナ・スチームバス、マッサージクリニック、その他公衆衛生・道德上のリスクを理由として法令で規制される類似の活動（共和国法第 7042 号〔改正法を含む〕）。
5. あらゆる形態の賭博（共和国法第 7042 号〔改正法を含む〕）。ただし、フィリピン娯楽・賭博公社（PAGCOR）との投資契約に基づくものを除く（PD 第 1869 号、共和国法第 9487 号により改正）。
6. 国内市場向け零細・小企業（払込資本金 20 万米ドル相当未満）（共和国法第 7042 号〔改正法を含む〕）。
7. 国内市場向け零細・小企業のうち、(i) 科学技術省（Department of Science and Technology、DOST）が認定する先端技術を保有するもの、(ii) 通商産業省（Department of Trade and Industry）、情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology）、または DOST により、共和国法第 11337 号〔イノベティブ・スタートアップ法〕に基づきスタートアップまたはスタートアップ支援事業者として承認されたもの、または (iii) 直接雇用者の過半数がフィリピン国民であるもの（かつフィリピン国民被雇用者数は最低 15 名以上）であって、払込資本金 10 万米ドル相当未満のもの（共和国法第 7042 号〔改正法を含む〕）。

脚注

- 1 上記リストに基づく外資参加は、適用される条約または国際協定もしくは行政協定に従う。
- 2 司法省意見第 40 号は、「インターネット事業（Internet Business）」を、メッセージ・情報の作成者ではなく単に伝送のキャリアとして機能するインターネットアクセスプロバイダーをいうと定義する。
- 3 司法省発経済企画開発省（Department of Economy, Planning, and Development）宛の 2021 年 10 月 12 日付書簡では、相互主義に基づきフィリピンで業務を許可された免許取得済み/登録済み外国専門職者について、当該専門職を行う法人の持分保有が認められる旨が示されているが、その範囲は関連法令の規定の範囲内に限られる。
- 4 共和国法第 9266 号第 37 条に基づき、建築士として適切に登録・免許を有するフィリピン国民のみが建築業務を行うための事務所、会社、組合、団体、法人を設立することができる。
- 5 元生来のフィリピン国民（生来のフィリピン国民で国籍を喪失した者）は、協同組合に対しフィリピン国民と同等の投資権を有する（共和国法第 8179 号第 4 条）。
- 6 フィリピンが署名した各種条約および支持する条約。
- 7 外国資本のパートナーシップ、団体、法人が小売業への従事、または投資する場合、(a) 外資小売業者は最低払込資本金 2,500 万ペソを有すること、(b) 当該業者の出身国がフィリピン人小売業者の参入を禁止していないこと、(c) 2 店舗以上を有する外資小

売業者は1店舗あたり最低1,000万ペソを投資することを要する（共和国法第11595号第2条）。

- 8 大統領令第1067号〔フィリピン水法〕第15条、IDEALS対PSALM事件（最高裁G.R. No. 192088、2012年10月9日）、司法省意見第21号（2022年）、エネルギー省（Department of Energy。以下「DOE」という。）通達第DC2022-11-0034号に関連。
- 9 司法省意見第21号は、太陽光、風力、水力、海洋・潮汐エネルギー源は憲法第12条第2項の「天然資源」の範囲には含まれず、「あらゆる潜在エネルギー」は技術的意味で理解されるべきであり、必然的に運動エネルギーは除外されると規定し、太陽光、風力、水力、海洋・潮汐エネルギーの探査、開発、利用は同条第2項の40%外資制限の対象とすべきではないとする。
- 10 公益事業企業の取締役会等の統治機関に占める外国人の比率は、当該外国人が保有する資本持分比率を上限として制限され、当該法人の経営役員（executive and managing officers）はすべてフィリピン国民でなければならない（憲法第12条第11項）。
- 11 公益事業（public utility）とは、以下のいずれかを公共目的で運営、管理、支配する公共サービスをいう：(1) 配電、(2) 送電、(3) 石油・石油製品パイプライン伝送システム、(4) 上下水道（パイプライン）および排水処理システム、(5) 海港、(6) 公益事業車両。これら以外は、別途法律で定められない限り公益事業（public utility）とはみなされない（共和国法第11659号第4条による改正後のコモンウェルス法第146号第13条）。
- 12 教育機関の管理・運営はフィリピン国民に帰属する（憲法第14条第4項（2））。
- 13 実際の事業開始から30年以内に、外国投資家は持分の最低60%をフィリピン国民に譲渡することを条件として、完全な外資参加が認められる（PD第194号第5条、NFA Council Resolution第193号〔1998年〕）。
- 14 共和国法第12009号〔新政府調達法〕施行規則第52.4.1.1条（b）（c）（e）。
- 15 外国入札者は以下の場合に参加可能：(i) 条約または国際協定もしくは行政協定により認められる場合、(ii) 当該外国供給者の出身国の法令がフィリピン国民・法人・団体に相互の権利・特権を付与している場合、(iii) 必要な物品が国内供給者から入手できない場合、(iv) 競争を阻害し貿易を制限する状態を防止する必要がある場合（共和国法第12009号施行規則第52.4.1.2条）。
- 16 共和国法第11981号〔Tatak Pinoy（Proudly Filipino）法〕第12条。
- 17 共和国法第12009号施行規則第52.4.2.1条（b）（c）（e）。
- 18 共和国法第12009号施行規則第52.4.2.1条（e）。
- 19 共和国法第12009号施行規則第52.4.3.1条（b）（c）（e）。
- 20 必要なサービスを提供するに足る専門性・能力をフィリピンのコンサルタントが有しない場合、調達主体機関の長の判断により、外国コンサルタントの参加が認められる（共和国法第12009号施行規則第52.4.3.3条）。
- 21 許可される外資比率はPNPの承認・許可文書に明記される。
- 22 軍需品とは、軍事技術、武器システム、武器、弾薬、戦闘服、装甲、車両その他類似の軍事用機器・物資をいう（共和国法第12024号〔自立防衛体制活性化法〕第3条（g））。

以上

TMI 総合法律事務所**團 雅生**

パートナー

Masao Dan

M-Dan@tmi.gr.jp

2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）。

2016 年からマニラに出向し、フィリピン案件全般を取り扱う。

生駒 大典

アソシエイト

Hironori Ikoma

H-Ikoma@tmi.gr.jp

2018 年弁護士登録（愛知県弁護士会）。マニラ首都圏の現地法律事務所に 4 年間の駐在経験。

赤木 航

アソシエイト

Ko Akaki

K-Akaki@tmi.gr.jp

2025 年弁護士登録（東京弁護士会）。

入所以来フィリピン案件を取り扱う。

Ma. Luisa

外国法事務弁護士

Manalaysay

（フィリピン法）

L-Manalaysay@tmi.gr.jp

2012 年フィリピン弁護士会登録、2023 年第一東京弁護士会外国法事務弁護士登録。フィリピンの大手法律事務所を経て 2023 年から TMI 総合法律事務所東京オフィス勤務。

*本稿は一般的な情報提供を目的とするものであり、法的助言を構成するものではありません。具体的な事案については、別途専門家にご相談ください。